

決議案

議長辞職勧告決議

右の事件について宮城県議会会議規則第十五条第一項の規定により別紙決議案を提出します。

平成二十八年 二月 十六日

提出者 議員 遠藤いく子

賛成者 議員 三浦一敏

三浦

天下みゆき

福島かずえ

内藤隆司

隆司

角野達也

達也

中嶋
廉嶋

廉嶋

中嶋

宮城県議会議長 安部 孝 殿

議長辞職勧告決議

安部孝議長は、二〇〇九年四月から二〇一五年三月までの六年間、仙台市青葉区に設置した事務所の賃料や光熱費、新聞代、電話料金として支出した政務活動費について、不適正な支出があると指摘され、約五百四十五万円の返還を求める住民監査請求が出されている。そして、この件について連日のようにマスコミでも報道され、県民の間に不信感が広がっている。

「政務活動費の手引き」では、「事務所が自己所有又は生計を一にする親族の所有である場合は、事務所賃借料に充当することは不適当」とされている。この点について、議長は「生計を一にしない親族だから」と説明しているが、到底県民の納得を得られるものではない。さらに事務所費が住居兼事務所の維持費に使用されてきた疑いも浮上している。

この間、議長は自らその支出について釈明をおこなっているが、不正疑惑を払拭するのに必要な裏付け書類や説明はきわめて不十分なものと言わざるを得ない。

これでは政務活動費の使い方に対する県民の理解や同意を得ることはできない。議会改革が宮城県議会全体に求められているさなかに、議会を代表し、その先頭に立つべき議長が、自らの疑惑を晴らすことなく、その職にとどまることは許されるものではない。

それにもかかわらず、議長が「不適正な支出ではない」と立証することなく、監査請求された金額を返還することは疑惑を事実上認めたことと同じである。

今回の議長の行為は、宮城県議会の歴史と権威、県民からの信頼を著しく傷つけるものであり、その責任はきわめて大きい。

よつて、県民との信頼関係を取り戻し、宮城県議会の正常化を図るためにも、安部孝議長の議長辞職を求めるものである。

右、決議する。

平成 年 月 日